

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該日は、  
が休きる翌日  
の翌日)  
當日(の翌日)

## 鳥取県告示第百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ブエライト 米里診療所	鳥取市南栄町七〇一二	昭和五十四年二月十五日
都田医院	米子市紺屋町一三六一三	昭和五十四年二月二十二日
池畠歯科医院	米子市茶町二五	昭和五十四年二月十六日
小徳歯科 境診療所	境港市日ノ出町二〇	昭和五十四年二月十五日

### 都市計画の変更

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

### ◇選管告示

選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、倉吉地域森林計画をたてたので、同法同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事 平林鴻三

- 一　縦覧に供する書類
- 1　倉吉地域森林計画書
  - 2　倉吉地域森林計画図

二　縦覧に供する期間  
昭和五十四年二月二十七日から三十日間

三　縦覧に供する場所  
鳥取県農林部林務課及び倉吉地方農林振興局

### 鳥取県告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第六項の規定により、次のことおり告示する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

### 鳥取県告示第百七十九号

八頭郡用瀬町赤波六三八ノ一西村司朗ほか八人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良（赤波地区畠地かんがい）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月二十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

### 鳥取県告示第百八十号

昭和五十四年一月十日付けで気高町から申請のあつた土地改良（沖村地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のことおり告示する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

- 一　縦覧に供する書類
- 1　鳥取森林計画区、八頭森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書
  - 2　八頭森林計画区及び米子森林計画区の地域森林計画において対象とする森林の区域の変更に係る森林計画図
- 二　縦覧に供する期間  
昭和五十四年二月二十七日から三十日間

### 鳥取県告示第百八十九号

鳥取県農林部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年二月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
氣高町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百八十一号**
- 昭和五十三年十二月十五日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（河内地区農道整備事業及び場整備事業を一体とした）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十四年二月二十七日
- 鳥取県知事 平林鴻三
- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年二月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
東伯町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 一 縦覧に供する書類  
鹿野町役場
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年二月二十七日
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取県知事 平林鴻三
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十四年二月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
東伯町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第百八十三号

昭和五十四年二月十五日付で江府町から申請のあつた土地改良（俣野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第百八十五号

昭和五十四年二月十五日付で江府町から申請のあつた土地改良（吉原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第百八十四号

昭和五十四年二月十五日付で江府町から申請のあつた土地改良（杉谷

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

て準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

二　縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二十八日から三十日間

三　縦覧に供する場所

江府町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第百八十六号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（宇治地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第百八十八号**  
北条町から申請のあつた町営土地改良（大野地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月二十一日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第百八十七号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（山根地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において

一 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道  
天神川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

倉吉市上井字外下河原、字下河原、字土手藪、字源平田、字新土手及び字土手根、山根字内河原及び字一本木、伊木字土手根、字下河原、字中河原及び字上河原並びに巖城字下河原、字渡シ河原、字伊木渡及び字渡り上り

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第百九十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十四年三月十四日から施行する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

日野橋支店	鳥取県立喜多原学園
米子市熊党	鳥取県立米子養護学校

鳥取県立喜多原学園  
鳥取県立米子養護学校

を

福原出張所	米子市西福原
日野橋支店	米子市熊党

鳥取県  
鳥取県

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和五十四年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十四年二月二十八日 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室  
三 議題 鳥取県議会議員選挙について